

高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税減額申告書
(バリアフリー改修住宅に係る固定資産税減額申告書)

年 月 日

加東市長 宛

申告者

住 所

氏 名

電話番号 ()

加東市税条例附則第10条の3第8項の規定に基づき、申告します。

納税義務者	住 所			
	氏 名			
	個人番号又は法人番号			
家屋の状況等	所在地	加東市	家屋番号	
	建築年月日	年 月 日 ※新築日から10年以上を経過した住宅が対象	登記年月日	年 月 日
	種類	居 宅 ・ 店舗兼併用家屋 ・ その他 ()		
	構造	木 造 ・ 軽量鉄骨造 ・ 鉄骨造 ・ ()		
	床面積	1階: m ² 1階以外: m ²	居住部分床面積	m ²
改修工事内訳	居住安全改修工事が完了した日 ※平成28年4月1日から令和13年3月31日まで に居住安全改修工事が完了していること		年 月 日	
	①総工事費のうち居住安全改修工事費(税込)		円	
	②補助金等の金額		円	
	③対象工事費(①-②>50万円)(税込) ※③が50万円(税込)を超えていない場合は対象外		円	
工事を必要とした者	65歳以上の居住者	氏名		
	居住者のうち要介護認定者又は要支援認定者	氏名		
	居住者のうち地方税法施行令第7条の規定に定める障害者	氏名		
<p><同意書> ※チェックボックスにチェック願います。</p> <p><input type="checkbox"/> 本申告書記載の内容を審査するにあたり、補助金等の給付状況、その他の必要事項を加東市総務財政部税務課が担当課へ照会し、情報を取得することに同意します。</p>				

※工事完了日から3か月以内に本申告書及び必要書類を添付の上、提出してください。

■添付書類

- (1) バリアフリー改修住宅に係る固定資産税減額申告書（※本紙）
- (2) 工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書
(バリアフリー改修工事に要した費用が50万円を超えるもの)
- (3) 改修箇所が確認できる図面及び写真
(※) 改修前と改修後が明確に確認できるもの
- (4) 居住者が減額適用の対象者であることを証明する書類
(※) 例：介護保険の被保険者証の写し、身体障害者手帳 等
- (5) 補助金等の交付決定及び当該金額が確認できる書類（補助金を受けている場合）
- (6) 人生いきいき住宅助成事業決定通知書
(当該助成を受けている場合、加東市高齢介護課で発行されます。)

■固定資産税減額の対象となる居住安全改修工事（バリアフリー改修工事）

- ① 介助用の車いすで、容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- ② 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良により、その勾配を緩和する工事
- ③ 浴室の改良工事
【対象工事例】
 - ・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ・浴槽を、またぎ高さの低いものに取り替える工事 等
- ④ 便所の改良工事
【対象工事例】
 - ・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 等
- ⑤ 手すりの取付け工事
(工事対象：便所、浴室、脱衣室、その他の居室、玄関、これらを結ぶ経路)
- ⑥ 床の段差の解消工事
(工事対象：便所、浴室、脱衣室、その他の居室、玄関、これらを結ぶ経路)
- ⑦ 出入口の戸を改良する工事
【対象工事例】
 - ・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 等
- ⑧ 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
(工事対象：便所、浴室、脱衣室、その他の居室、玄関、これらを結ぶ経路)
※上記に記載の一定のバリアフリー改修工事のみが対象となります。